

(仮称) 富士市子どもの権利条例 意見聴取とりまとめシート

No	項目	条文の内容 (◎) 意見の視点 (・)	懇話会委員からの意見	その他の方からの意見	懇話会としての 意見とりまとめ
1	条文の形式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の名称 ・ 「です・ます調」の採用 ・ 子どもでも読みやすい工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名古屋市の条例は短く、簡潔で理解しやすい ・ 誰でも読みやすく、優しい言葉でつくるべき ・ 章立てして体系が整理されていると読みやすい ・ 「です・ます調」の文体にし、内容・意味が小学生高学年からでも理解できるような表現にするとよい <p>【権利と義務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ わがままとは、自分本位で自分のためだけの主張であるが、権利には社会性が伴う。周りとの共生や社会生活の約束やルールの順守等の義務が伴う ・ 義務は、子どもが幼いときは大人にある ・ 義務は、十分に自己主張ができ、正確な意思表示で自己決定ができるようになった時に初めて求められる ・ 他の人を大切にし、その人の権利を侵害しないこと、他の人を不愉快にしないよう社会の規則やルールを守ること、相手を尊重し周りの人の考えに耳を傾けることなどが、社会性を身に付けた年代では、子どもも大人と同じように果たすべき責任である 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童憲章のように、時代を問わず何十年先でも通用するものにしてほしい 	
2	前文	<p>◎ 条例の基本的な考え方や、子どもをはじめとした市民へのメッセージ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 富士市民憲章との整合性 ・ 目指すべきまちづくりの方向性 ・ 大人と子ども双方からの思い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前文に「条約に基づき」といった表現を入れた方がよい <p>【前文に盛り込みたいキーワード】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが愛し愛されるまち ・ 自由に学び、情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重される。どの子もいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち ・ 夢に向かって挑戦する ・ 子どもは大人とともにまちをつくる大切なパートナー ・ 子ども一人一人が権利の主体であり、大人の都合やその場の感情などでその権利が侵害されてはいけない—中略—自分に権利があると同様に権利がある ・ 子どもは、生まれながらにして未来への可能性を秘めたかけがえない存在 ・ 子どもは、発達段階に応じて「感じる力」「認識する力」「学ぶ力」「決める力」「表現する力」等を持ち、一人の人間として尊重されなければならない ・ 子どもは、心も体も未熟だからこそ保護され、守られるべき存在 ・ 子どもは、成功体験や失敗体験の繰り返しにより成長していく ・ 子どもは、自分の権利が尊重されると同じように、他者の権利も尊重 	<p>(現在、市内全高校に前文に盛り込みたいキーワードなどを聴取中)</p>	

No	項目	条文の内容 (◎) 意見の視点 (・)	懇話会委員からの意見	その他の方からの意見	懇話会としての 意見とりまとめ
			<p>されなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大人は、子どもの言葉や表情、しぐさで子どもの気持ちや思いを受け止めなければならない ・大人は、子どもの見本になり、子どもから信頼される存在になるよう努めなければならない ・大人は、子どもにとって安心して生活できる環境づくりに努めなければならない ・わたしたちは、子どもが失敗や間違いをしてもやり直し、成長できるまちにしていきます ・子どもは愛されるべき存在です ・全ての子どもが幸せに暮らせるのと同時に、他の人も幸せに暮らせなくてはならない 		
①総則					
3	目的	◎条例の目的		・今と将来を生きる子どものために条例を制定してほしい	
4	定義	◎条例に用いられる「子ども」、「保護者」、「育ち学ぶ施設」等の言葉の意味 ・対象となる子どもの範囲(18歳の誕生日を迎えた高校3年生、市外から市内の学校へ通う学生など)	・富士市内の全ての子どもが対象であるべき		
5	役割	◎市、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民等のそれぞれが権利を保障するために担う役割	<ul style="list-style-type: none"> ・力の強い大人には、子どもの権利を守るため、子ども一人ひとりに応じた適切な養育を提供し、発達を促していくことが義務として課せられるべき ・大人は自ら生きる見本となるべき 		
6	連携	◎子どもの育ちの支援に対する、市、保護者育ち学ぶ施設関係者、市民等の連携・協働 ・大人同士が責任を押し付け合うことなく、社会全体で協力する姿勢		<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や育ち学ぶ施設関係者などとの連携が大切 ・子どもにかかわる大人が、皆で子どもたちを育てていくという気運が大切 ・大人が連携して子どもの権利を守ろうというメッセージを条例を通じて発信してほしい 	
②子どもの権利の普及					
7	権利の周知	◎権利の周知普及 ・子どもの権利の日・週間・月間などの設定 ・普及に関する市の役目		<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利に対する意識が社会に浸透し、過ごしやすくなる と良い ・子どもにも人権があることが市民に伝わると良い ・子どもの権利や人権を大切にする啓発活動はもっとやった方が良い 	
8	学習等への支援	◎子ども、大人それぞれが権利を学習することの必要性和、それに対	・正しい自己決定や権利、それに伴う義務、責任について、正しく子どもたちに理解できるように教え導いていくこと、それは子どもにか	・子どもの権利を保護者や育ち学ぶ施設関係者に正しく理解してもらうことが大事	

No	項目	条文の内容 (◎) 意見の視点 (・)	懇話会委員からの意見	その他の方からの意見	懇話会としての 意見とりまとめ
		する市の支援	<ul style="list-style-type: none"> かわる全ての大人に課せられた義務 子どもの権利を保障するためには、大人の理解や支援が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利は甘やかすこととは違うということへの理解が大切 	
③子どもにとって大切な権利					
9	子どもにとって大切な権利	◎特に重要な子どもの権利と、他人の権利を尊重する責任 <ul style="list-style-type: none"> ・条約との整合性 ・4原則として日本ユニセフ協会によるものと、国連・子どもの権利委員会によるもののどちらをベースにするか (日本ユニセフ協会の4原則) 生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利 (国連・子どもの権利委員会の4原則) 2条：差別の禁止、3条：子どもの最善の利益、6条：生命・成長・発達の権利、12条：意見表明権	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的かつ平易な表現とした方がよい ・規定する権利は多くても良いのではないか ・漏れや偏りが無いように、広く読み取れるように規定することが大切 ・条約カルタを活用したワークショップを自主的に開催したところ、2回ともに日本ユニセフ協会の4原則が大切な権利として挙げられた。誰が見てもピンと来やすいと思う ・日本ユニセフ協会の4原則をしっかりと明記した上で、富士市オリジナルを規定したらどうか ・国連・子どもの権利委員会の4原則のキーワードは以下のとおり。差別の禁止「全ての子どもが誰一人取り残されることなく、等しく」、子どもの最善の利益「子どもにとって最もよいことを」、生命・成長・発達の権利「命が大切にされ、それぞれ個性が尊重され、健やかに育つ」、意見表明権「自分の意見を言い、思いや考えを表すことができ、…大人はそれを尊重する」 ・休む権利、意見を述べられる権利、広く学ぶ権利、多様性を認められる権利、自己決定の権利に好印象を持った ・子どもが自己決定する権利がある ・条約12条の意見表明が最も大切な権利だと思う ・愛情という表現を使ったらどうか ・子どもが自信を持つことや自己肯定感を持つことは大切 ・子どもたちが最も求めているのは、一番自分らしくいられる遊ぶこと。そして同時に、生きづらさ、しんどさを感じたときに安心して休めることが大切 ・一人ひとりに優劣なんてなく、皆が素敵であることを権利に盛り込みたい ・安全に安心して幸せに生きる権利、子どもであっても差別なく人間として生きる権利が大切 ・子ども自身も、他の人を大切に、その人の権利を尊重することは必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・誰でもわかりやすいように権利をかみ砕いてほしい ・登校拒否で学校に行けなくても1人の個人として平等に扱ってほしい ・時にはゆっくりと安心して休めることも大切 ・子ども自身の決断を大事にしてほしい ・様々なことを子どもに求めがちだが、何か一つでも自信が持てるものがあればよい ・子どもの自ら考える力を伸ばしてあげたい ・命があって初めて何でも叶えられるので、自分を大切に、守れる子に育てたい ・失敗してもやり直せること ・心身ともに守られること ・自由に行事などに参加できること ・不満に思っていることを言えること ・意見を言えて尊重されること ・できるできない、行ったり来たりのような子どものゆらぎを見守ってあげること ・子どもがやりたいと思ったことを実行できるように尊重してあげること ・子どもが安心して生きられること 	
④生活の場における権利の保障					
10	家庭における権利の保障	◎家庭における権利の保障 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの視点 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの生活場面を設定して規定すると具体的にイメージしやすい ・表現する力は身に付くまでに時間がかかるので、成長過程を受け止めてあげるのが大人の役目 ・家庭は、子どもの居場所として一番心穏やかに過ごせる場であって 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもは大人の態度や表情、対話などを通して、心を許せる大人かどうか見極めている ・子どもが何を思っているのか何を望んでいるのか、子どもの視点に立って大人が理解してあげることが大切 	

No	項目	条文の内容(◎) 意見の視点(・)	懇話会委員からの意見	その他の方からの意見	懇話会としての 意見とりまとめ
			<p>ほしい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの成長を見守り、援助し、育まれる場であってほしい ・子どもにとって最善の利益は何かを常に考えて、子ども毎に異なる最善の利益を守るための努力を続けることが大切 <p>【家庭・育ち学ぶ施設・地域で共通していること】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①子どもの気持ちや考えに耳を傾けること ②子どもの自立、成長のために、発達段階に応じた必要な支援に努めること ③子どもの健全な発達のために必要な環境を整えること ④指導者の養成、保護者の子育て支援等に努めること 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの社会性を養うことが大切 ・保護者への支援や寄り添いが必要 ・子どもの気持ちを第一に考えることが大切 ・子どもの様子をよく見て、嫌なことがあったら気付けるように心がけることが大切 ・家族と話す時間がもっとほしい 	
11	育ち学ぶ施設における権利の保障	◎育ち学ぶ施設における権利の保障 ・育ち学ぶ施設関係者からの視点	<ul style="list-style-type: none"> ・育ち学ぶ施設は、学習や共同生活を通して社会性を身に付ける場。子どもの姿や表れは多様である。一人一人に合わせた支援が大事 ・言葉にされない言葉も受け取っていくことが必要 ・子どもにとって最善の利益は何かを常に考えて、子ども毎に異なる最善の利益を守るための努力を続けることが大切 ・教育・福祉など関係機関との連携を強くし、学校が子どもの居場所として充実することを期待 ・条例策定後も、学校が学びを通して子どもを育む役割を担っていることは変わらない 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が子どものことを色々と考えてくれていることがわかった時に子どもは嬉しいと感じる ・障害を持つ子どもたちは上手に意思表示ができないこともあるので、子どもがどうしたいのかを大人が言葉を拾いながら意を汲み取ってあげることが必要 ・子どもたちの障害の度合いや学び・成長速度は違うので、それぞれの子どものペースに合わせた支援が必要 ・子どもの気持ちを第一に考えることが大切 	
12	地域における権利の保障	◎地域における権利の保障 ・市民等からの視点	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人との触れ合い、地域の自然や文化との触れ合いを通して豊かな人間性が育ち、地域への愛着が育まれる ・地域社会での居場所、趣味やスポーツを通じての居場所、ボランティア活動などの社会的活動の居場所など、より多くの人々との交流により、社会性が身に付き、子どもの成長の糧になるのではないか ・地域等への参加について、子ども主体で参加していけるようなまちづくりを期待 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中で育つことは子どもにとって大切 ・地域で子どもを守り、育てるという意識醸成が必要 	
13	虐待及び体罰の防止	◎虐待及び体罰の禁止、救済、予防	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待や体罰から子どもが守られることを記載すべき ・児童虐待、ヤングケアラーなど様々な事情を抱える子どもの早期発見、支援について学校が大きな役割を果たせるのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待などで苦しむ子どもを守ってほしい ・上手に助けを求めることが出来ない子どものしぐさなどを見て、虐待の早期発見に努めることが大切 ・家庭や学校から虐待をなくすことは何よりも重要 	
14	いじめの防止	◎いじめの禁止、救済、予防		<ul style="list-style-type: none"> ・不登校になりかけた時に保健室への通学を申し出たら、学校で断られた。様々なケースがあるが、子どもの救済や回復にもっと取り組んでほしい ・普段からの生徒と先生の関係性が、いじめがあった時の早期の相談につながる ・自ら助けてと言える環境づくりが大切 	
15	子どもの貧困の防止	◎子どもの貧困問題への対応		<ul style="list-style-type: none"> ・貧困家庭の子どもへの配慮を入れてほしい 	

No	項目	条文の内容(◎) 意見の視点(・)	懇話会委員からの意見	その他の方からの意見	懇話会としての 意見とりまとめ
16	子どもの居場所	◎子どもの居場所づくりの推進と、居場所づくりについて子どもの意見等を聴く機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・居場所の定義の中に、学びという記述は入れないでほしい ・ありのままにいられる、自由でいられる、安心してほっとできるといった場所が居場所だと思う ・子どもの居場所となり得る場所への支援が大切 【居場所の定義】 <ul style="list-style-type: none"> ・ありのままの自分でいられる場所 ・安心してほっとできる場所 ・心穏やかに過ごせる場所 ・安らぎやくつろぎが得られる場所 ・物事に熱中できる場所 ・好きなことや得意なことに集中し夢中になれる場所 ・自分が受け入れられている場所 ・自分のありのままを受容される場所 ・自分が認められている場所 ・自分が愛され大切にされている場所 ・自分の役割や存在感があり、自己肯定感が感じられる場所 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもがストレスを感じない居場所づくりが大切 ・障害がある無しに関わらず、子どもが安らげる居場所があることが大切 	
⑤意見表明及び参加の機会の保障					
17	子どもの意見表明及び参加	◎市政等について意見表明・参加する機会、子どもの意見等の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・市政等について、子どもの参加があって良い ・子どもたちが主体的に参加できることが大切 ・子どもの意見表明を促進するために、応答性の良い環境の中で大人がたくさん答えてあげることが大切 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの自主性をもっと大事にしたい 	
18	子どもの視点に立った情報発信等	◎子どもの視点に立ったわかりやすい情報発信等		<ul style="list-style-type: none"> ・子ども向けに情報を伝える際には、難しい言い回しなどは使わずに、できるだけ理解しやすいように努めてほしい 	
⑥子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障					
19	お互いの違いを認め尊重する社会の形成	◎障がい、国籍、性別等を理由に子どもが差別や不利益を受けないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な価値観がある中で、社会全体として多様性を認める力が求められる 	<ul style="list-style-type: none"> ・皆と同じであることが必ずしも幸せとは限らない。周りと違っていてもいいという価値観が子どもを救うことにつながる ・多様性を認め合うことを、小さい頃から学ぶことが大切 ・LGBTへの配慮が大切 ・外国人や障害者への差別がなくなってほしい 	
⑦子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援					
20	保護者への支援	◎子どもの育ちに関わる保護者への支援		<ul style="list-style-type: none"> ・親が子育てに余裕を持てることによって、子どもに安心感を伝えられ、優しくできる ・親も子育てに自信がない ・「悪いこと」、「良いこと」をしっかりと教えてあげるのが親の役目だと思う 	
21	育ち学ぶ施設関係者への支援	◎子どもの育ちに関わる育ち学ぶ施設関係者への支援		<ul style="list-style-type: none"> ・業務が多忙で余裕がない場合もあるので、そういう職員への支援は必要 	

No	項目	条文の内容(◎) 意見の視点(・)	懇話会委員からの意見	その他の方からの意見	懇話会としての 意見とりまとめ
	援			・子どもと向き合う時間を大切にしてほしい	
22	市民等への支援	◎子どもの育ちに関わる市民等への支援		・社会全体で子どもの権利を守るためには、市から地域の人たちへの支援が必要 ・他世代の触れ合いを増やすことは子どもの育ちに重要	
⑧子どもの権利の侵害からの救済					
23	相談及び救済	◎関係機関等が協力・連携し、権利侵害へ対応	・常設の相談窓口を設置すべき ・困っている子ども、生きづらさを抱える子どもに寄り添ってほしい ・たらい回しや責任逃れをするような救済制度にならないことを願う	・悩みを気軽に相談できる場が少ない ・悩んでいることがあっても、どこに相談すればいいのかわからないことが多い	
24	子どもの権利 救済委員の設置	◎救済委員の設置	・名称は、擁護委員ではなく救済委員が良い ・救済委員は専門性を持った第三者が務めることが必要 ・「市長の附属機関として」とあえて記載する必要はない		
25	救済委員の職務	◎救済委員の職務	・救済制度でどのように支援・救済されるのか条例に盛り込むべき ・相談に基づき個別救済と制度改善への意見表明を位置付けることが大切 ・勧告、是正要請まで規定してほしい ・自己発意による対応を明記した方がよい ・子どもだけでなく大人からの相談に対する救済も大切		
26	救済委員の責務等	◎救済委員の責務等			
27	救済委員に対する支援及び協力	◎救済委員の活動への支援			
28	勧告等の尊重	◎勧告等を受けた場合の尊重			
29	相談及び救済の申立て	◎申立てできる事項、申立ての手法			
30	活動状況の報告	◎救済委員の活動状況などの報告	・丁寧な対応と報告がされることを期待		
⑨施策の推進					
31	施策の推進	◎子どもの権利に配慮した施策の推進		・行政の役割として、障害を持つ子どもとその保護者の意を汲み取り救い上げ、支援に反映していくことなどが大切	
32	推進計画	◎推進計画の作成、推進体制	・計画を作る以上は進捗管理をする仕組みも必要 ・施策の検証がしっかりとできていることが大切		
⑩雑則					
33	委任	◎その他必要事項は市長が別制定			